

# 子ども食堂 おぎよん 会則

## (名称)

第1条 本会は「子ども食堂 おぎよん」という。

## (所在地)

第2条 本会の所在地は、東京都杉並区荻窪4丁目11番15号とする。

## (目的)

第3条 本会は、子ども食堂を通じて、人々が「集う場」、「学ぶ場」、「育む場」を作り、さまざまな活動を通じて「子どもたちの健やかな成長」と「地域の世代間交流」に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の子どもが安心して食事ができる場所と栄養バランスの取れた安全な食事の提供。
- (2) 共食（食を通じたコミュニケーション）の機会提供。
- (3) 食に関する学びの機会提供。
- (4) 子ども等が必要とする学習支援。
- (5) 子ども等を対象としたおはなし会の実施および参加。
- (6) 子育て支援を目的とした活動。
- (7) 地域のコミュニティづくりを目的とした活動。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## (役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 代表 1名 本会を代表し、運営にあたる。
- (2) 副代表 2名 代表を補佐し、必要に応じて代表を代行する。
- (3) 会計 1名 本会の会計を担う。
- (4) 監事 1名 本会の会計及び業務の執行状況を監査する。

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

#### (役員会)

第6条 役員会は年に1回開催する。ただし、必要があるときは随時開催できるものとする。

#### (事業年度)

第7条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (運営資金)

第8条 本会は、本会への寄付金、助成金、その他の収入で運営する。

#### (会則の改正)

第9条 会則の改正は、役員会において役員数の1/2以上の賛同で決する。

#### (細則)

第10条 本会則の変更及び定めのない事項は、役員会が定める。

#### (附則)

本会則は、2021年9月1日から施行する。

本会則は、2023年3月1日から改正する。